議題(2)「各種事務事業の取扱い」について

1 今回の資料内容

今回の資料は、研究会が示した各種事務事業 21 項目のうち 14 項目について、現段階における調整方針案を示したものである。これらは分科会が作成し幹事会で了承されたもので、本日は、この内容について委員の意見を求めるものである。(残る項目は次回以降に提出する予定。)

2 今後の資料提出

今後、分科会は、委員の意見や全体の財政試算などを考慮しなが ら、さらに各種事務事業(21項目など)及び所管分野全体にわたる 議論を深め、その結果を幹事会に報告する。

幹事会は、分科会からの報告を基に、各種事務事業の調整方針案 を取りまとめた後、協議会に提出する予定である。

各種事務事業(21項目)の提出順・・・・・・・・P2 各種事務事業調整方針案一覧(21項目その1)・・・・P3 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案(項目別)・・・P5

各種事務事業21項目の提出順

	各種事務事業21項目	分科会名	備考
第	3 回任意協議会 (3/13) に提出する事項		
1	国民健康保険料(税)について	住民・国保・年金	
2	介護保険料について	福祉・保健・医療	
3	病院・診療所について	福祉・保健・医療	
4	福祉タクシーについて	福祉・保健・医療	
5	乳幼児の医療費助成について	福祉・保健・医療	
6	保育料(認可保育所保育料)について	福祉・保健・医療	
7	ごみの収集について	環境・ごみ・し尿	
8	中小企業振興資金貸付金(普通貸付)について	商工・労働	
9	土地改良事業補助金について	農林業振興・農林土木	
10	生活路線バスについて	都市計画	
11	雪対策(道路除雪・消雪パイプ)について	道路・河川	
12	遠距離通学児童・生徒の通学費助成について	学校教育	
13	就学援助(奨励費補助事業)について	学校教育	
14	消防団について	消防	
第	「4回任意協議会(4月)以降に提出する事」	頁	
15	下水道使用料について	下水道	
16	水道料金について	水道・ガス	
17	ガス料金について	水道・ガス	
18(1)	市町村議会議員の任期と定数について	議会	基本19項目の中で協議(議会 の議員の定数及び任期の取り扱 いに関すること)
18(2)	農業委員会委員の任期と定数について	農業委員会	基本19項目の中で協議(農業 委員会の委員の定数及び任期の 取り扱いに関すること)
19	地方税について	税務・収納	基本19項目の中で協議(地方 税の取り扱いに関すること)
20	一部事務組合の取り扱いについて	環境・ごみ・し尿 水道・ガス 住民・国保・年金 消防	基本19項目の中で協議(一部 事務組合等の取り扱いに関する こと)
21	町名・字名の取り扱いについて(同一町名)	住民・国保・年金	基本19項目の中で協議(町 名・字名の取り扱いに関するこ と)

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案一覧 (21項目その1)

	項目名	調整方針案	調整方針案の詳細	分科会名
1	国民健康保険料(税)につい て	・合併後に、ほぼ平均的保険料額の水準 に統一する。	・平均(加重平均)の保険料水準に合わせ、各市町 村が現在実施している保険料軽減規模と同程度の軽 減を行う。	住民・国保・年金
2	介護保険料について	・経過措置後に、一元化の方向で調整する。	・平成21年度から、保険料段階、料率、その他賦 課方式を統一する。	
3	病院・診療所について	・現行どおり、合併後も存続する。		
4	福祉タクシーについて	 ・合併時に、長岡市の制度に統一する。 	・最高水準である長岡市の制度に統一する。	
5	乳幼児の医療費助成について	・合併時に、小国町の制度に統一する。	・最高水準である小国町の制度に統一する。ただ し、入院時食事療養費の助成については、なお検討 する。	福祉・保健・医療
6	保育料(認可保育所保育料) について	・経過措置後に、一元化の方向で調整する。	率73.2%) 案・最低負担である中之島町の制度に統一す	
7	ごみの収集について	・合併後に、長岡市の制度に統一する。	る。(保護者負担率55.8%) ・ごみの分別収集体制が、最も充実している長岡市 の制度に統一する。	環境・ごみ・し尿
8	中小企業振興資金貸付金(普 通貸付)について	・合併時に、長岡市の制度に統一するこ ととし、融資条件を調整する。	案 ・長岡市の制度に統一する。 案 ・長岡市の制度に、栃尾市の制度を加える。	商工・労働
9	土地改良事業補助金(市町村 単独事業)について	・合併時に、新制度に再編する。	・長岡市の制度に、地域特性を考慮した要綱、要領等を整備する。 ただし、対象事業の最小基準が特定個人財産の利益となるような要件を排除し、補助事業として適正な採択基準を策定する。	農林業振興・ 農林土木

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案一覧 (21項目その1)

	項目名	調整方針案	調整方針案の詳細	分科会名
10	生活路線バスについて	・現行どおり、合併後も存続する。		都市計画
	道路除雪の基準等 ・現行どおり、合併後も存続する。		・全市町村で実施している「積雪10cm以上」を一律の除雪車出動基準にするとともに、全市早朝除雪を基本に調整する。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施するものとして調整する。	
11	雪対策(道路除雪・消雪パイ プ)について	消雪パイプに係る施策の相違 ・制度や取組み経過を整理し、合併後調 整する。	・消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、早急な調整は難しい。今後、各市町村の取組み経過を整理しながら、受益者負担のあり方や消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、合併後一定の期間をかけて調整する。	道路・河川
12	遠距離通学児童・生徒の通学 費助成について	・合併後も、当分の間現行どおりとする。	・合併後も当分の間は現行の補助制度を継続する。 ・ただし、合併後の補助制度に大きな不公平が生じ ないよう見直しを行う。	学校教育
13	就学援助・奨励費補助事業に ついて	・合併時に、長岡市の制度に統一する。	・最高水準である長岡市の制度に統一する。	71/4/16
14	消防団について	・合併後に統一する。	・合併時の消防団の組織は、現行のまま8個消防団とするが、意志統一、融合が図られた段階で順次統合する。 ・消防団員の年報酬額及び出動費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。 ・消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。	消防

国民健康保险料(超)

〒-9基準日平成15年2月1日

国民健康保険料(税)				<u> </u>
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
保険料率(平成14年度本算定時)	保険税率(平成14年度本算定時)	保険税率(平成14年度本算定時)	保険税率(平成14年度本算定時)	保険料率(平成14年度本算定時)
賦課割合 H 1 4 料率 医 所得割 55% 7.68% 療 資産割 27% 21,249円 平均割 18% 26,459円 財 財課割合 H 1 4 料率 介 所得割 55% 0.88% 護 資産割 均等割 45% 6,441円 平均割 平均割	賦課割合 H 1 4 税率 医 所得割 51% 6.80% 療 資産割 分 均等割 34% 21,100円 平均割 15% 20,200円 財(課割合) H 1 4 税率 介 所得割 46% 0.85% 該 資産割 分 均等割 54% 7,800円 平均割 平均割	賦課割合 H 1 4 税率 医 所得割 43% 5.70% 療 資産割 8% 20.00% 分 均等割 31% 18,000円 平均割 18% 22,000円 財得割 44% 0.72% 資産割 56% 7,000円 平均割 56% 7,000円	賦課割合 H 1 4 税率 医 所得割 42.05% 5.0% 療 資産割 12.46% 28.2% 分 均等割 29.44% 22,000円 平均割 16.05% 29,000円 財(事) 14 税率 所得割 52.03% 0.85% 資産割 47.97% 8,700円 平均割 47.97% 8,700円	賦課割合 H 1 4 料率 医所得割 40% 6.69% 療 資産割 11% 30.76% 分 均等割 35% 30,700円 平均割 14% 25,300円 所得割 50% 0.91% 護 資産割 分 均等割 50% 8,200円 平均割 平均割
・ 条例明示・告示方式の別 告示方式 ・ 保険料軽減対策制度外繰入金等の額 70,001千円 ・財政調整基金保有額(平成14年度末) 370,637千円	・ 条例明示・告示方式の別 条例方式 ・ 保険料軽減対策制度外繰入金等の額 272,600千円 ・財政調整基金保有額(平成14年度末) 237,387千円	・ 条例明示・告示方式の別 条例方式 ・ 保険料軽減対策制度外繰入金等の額 269,202千円 ・財政調整基金保有額(平成14年度末) 317,193千円	・ 条例明示・告示方式の別 条例方式 ・ 保険料軽減対策制度外繰入金等の額 70,572千円 ・財政調整基金保有額(平成14年度末) 83,300千円	・条例明示・告示方式の別 告示方式 ・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 40,638千円 ・財政調整基金保有額(平成14年度末) 166,918千円
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
保険税率(平成14年度本算定時)	保険料率(平成14年度本算定時) 版課割合 H 14 料率 原 所得割 40% 7.87% 資産割 10% 43.62% 分 均等割 35% 21,354円 平均割 15% 19,798円 版課割合 H 14 料率 介 所得割 50% 1.16%	保険税率(平成14年度本算定時) 版課割合 H 14税率 原 所得割 39.97% 4.53% 資産割 9.85% 24.05% 分 均等割 27.78% 15,100円 平均割 22.40% 26,800円 版課割合 H 14税率 介 所得割 49.7% 0.91% 適産割 分 均等割 50.3% 8,200円 平均割 平均割	1.保険料、保険税の相違料 = 長岡市、越路町、山古志村 2.賦課割合、料(税)率の相違・被保険者1人当たり保険料 最低 最 優 小国町 越路町 79,315円 分 46,883円 79,315円 介 栃尾市 中之島町 16,511円 3.財政調整基金保有額の相違 4.保険料率の条例明示、告示方式の相違告示方式 = 長岡市、越路町、山古志村	会併後にほぼ平均的保険料額の水準に統一する。 1 . 料と税の相違は、社会保険料としての意味から、「料」に統一する。 2 . 保険料賦課割合及び料(税)率は、一律に調整すべきものであるが、格差が大きいため急激な保険料額の変更を避ける必要があることから、合併後に段階的(5か年以内)に格差を是正し、「ほぼ平均的保険料額の水準」に統一する。 3 . 財政調整基金保有額は、新市に継承し、保険料額の平準化資金とする。 4 . 料率は、医療費等の動向をできるだけ適正に反映させることが基本となることから、本算定時に決定できる「告示方式」とする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域任意合併協議会) データ基準日 平成 1 5年 2 月 7 日

☆罐焊除料

<u>介護保険料</u>				
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
賦課方式 ・保険料率(円)	賦課方式 ・保険料率(円)	賦課方式 ・保険料率(円)	賦課方式 ・保険料率(円)	賦課方式 ・保険料率(円)
・ 1 1 4 料率 H15~17料率	・ 1未映料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率	* 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・1床映科学(円) H 1 4 料率 H15~17料率	・ 1未映料率 (円 <i>)</i> H 1 4 料率 H15~17料率
1段階 17,900 20,500	1段階 17,100 18,800	1段階 16,500 18,400	1段階 15.900 19.200	1段階 17,000 20,500
2段階 26,900 31,900	2段階 25,600 28,100	2段階 24,800 27,500	2段階 23,900 28,800	2段階 25,500 30,700
3段階 35.800 45.500	3段階 34.100 37.500	3段階 33.100 36.700	3段階 31.800 38.400	3段階 34.000 41.000
4段階 44,800 59,200	4段階 42,600 46,900	4段階 41,300 45,900	4段階 39,800 48,000	4段階 42,500 51,200
5段階 53,700 63,800	5段階 51,200 56,300	5段階 49,600 55,100	5段階 47.700 57.600	5段階 51,000 61,500
6段階 75.100	3FXP日 31,200 30,300	35,100 35,100	37XPE 47,700 37,000	37XPB 31,000 01,300
H15年度から6段階を実施する方向で検討中				
・ 賦課の時期	・賦課の時期	・賦課の時期	・賦課の時期	・賦課の時期
処理日 通知発送	<u>如理日</u> 通知発送	処理日 通知発送	処理日 通知発送	処理日 通知発送
暫定賦課 4月初旬 4月中旬	暫定賦課 4月初旬 4月中旬	暫定賦課	暫定賦課 3月下旬 4月中旬	暫定賦課 4月初旬 4月中旬
確定賦課 7月初旬 7月中旬	確定賦課 7月初旬 7月中旬	確定賦課 6月初旬 6月中旬	確定賦課 7月初旬 8月中旬	確定賦課 8月初旬 8月中旬
例月賦課 毎月初旬 毎月中旬	例月賦課 毎月初旬 毎月中旬	例月賦課 毎月初旬 毎月中旬	例月賦課 毎月初旬 毎月中旬	例月賦課 毎月初旬 毎月中旬
納期	納期	納期	納期	納期
納期 12期	納期 12期	納期 10期	納期 10期	納期 12期
 特別徴収情報伝達媒体	┃ ┃ 特別徴収情報伝達媒体	┃ ┃ 特別徴収情報伝達媒体	 特別徴収情報伝達媒体	特別徴収情報伝達媒体
社保庁 OMT	社保庁 OMT	社保庁 M T	社保庁 F D	社保庁 F D
地共済 FD	地共済 FD	地共済 F D	地共済 F D	地共済 F D
		-	•	·
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
賦課方式	賦課方式	賦課方式		合併後、経過措置後に一元化の方向で調整
賦課方式 - 保険料率(円)	賦課方式 ・保険料率(円)	賦課方式 - 保険料率(円)	保険料段階、料率が異なる。	
	賦課方式 ・保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率		保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整 する。
試課方式 ・保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率	試課方式 ・保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率	賦課方式 ・保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整 する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段
試課方式	試課方式 ・保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 18,200 21,000 2段階 27,300 31,500	賦課方式 · 保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。
試課方式	試課方式 ・保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 18,200 21,000 2段階 27,300 31,500 3段階 36,400 42,000	賦課方式 ・保険料率 (円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 15,600 18,000 2段階 23,400 27,000 3段階 31,200 36,000	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整 する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段
試課方式 ·保険料率(円)	賦課方式 ·保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 18,200 21,000 2段階 27,300 31,500 3段階 36,400 42,000 4段階 45,500 52,500	賦課方式 ・保険料率 (円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 15,600 18,000 2段階 23,400 27,000 3段階 31,200 36,000 4段階 39,000 45,000	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整
試課方式	試課方式 ・保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 18,200 21,000 2段階 27,300 31,500 3段階 36,400 42,000	賦課方式 ・保険料率 (円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 15,600 18,000 2段階 23,400 27,000 3段階 31,200 36,000	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足するこ
試課方式 ·保険料率(円)	賦課方式 · 保険料率 (円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 18,200 21,000 2段階 27,300 31,500 3段階 36,400 42,000 4段階 45,500 52,500	賦課方式 ・保険料率 (円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 15,600 18,000 2段階 23,400 27,000 3段階 31,200 36,000 4段階 39,000 45,000	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課する場合の保険料率 (H15-17の一律賦課料率 42,200円) ・各市町村のサービス利用状況に応じた
試課方式 ·保険料率(円)	賦課方式 · 保険料率 (円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 18,200 21,000 2段階 27,300 31,500 3段階 36,400 42,000 4段階 45,500 52,500	賦課方式 ・保険料率 (円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 15,600 18,000 2段階 23,400 27,000 3段階 31,200 36,000 4段階 39,000 45,000	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課とする。 一律賦課との経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整・ ・一律賦課する場合の保険料率 (H15~170)一律賦課料率 42,200円)
試課方式	試課方式 ・保険料率(円)	賦課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課する場合の保険料率 (H15-17の一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護総付費準備基金残高
試課方式	試課方式 ・保険料率(円)	賦課方式 ·保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階 15,600 18,000 2段階 23,400 27,000 3段階 31,200 36,000 4段階 39,000 45,000 5段階 46,800 54,000	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課とで88過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課する場合の保険料率 (H15~17の一律賦課料率 42,200円) ・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化
試課方式	試課方式	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課する場合の保険料率 (H15-17の一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護給付費準備基金残高 の状況 (H15-17の一律賦課料率への影響額+800円) その他について
試課方式	試課方式	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課よでの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護給付費準備基金残高 の状況 (H15~17の一律賦課料率への影響額+800円)その他について 保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する
試課方式	試課方式	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課する場合の保険料率 (H15-17の一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護総付費準備基金残高 の状況 (H15-17の一律賦課料率への影響額+800円) その他について 保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する 統一時期は、一律賦課開始時期にあわせ平成21年度
試課方式	試課方式	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護給付費準備基金残高 の状況 (H15~17の一律賦課料率への影響額+800円) その他について 保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する 統一時期は、一律賦課開始時期にあわせ平成21年度 からとする。 事務処理システムもこれと並行して長岡市システムに
試課方式 ・保険料率(円)	試課方式	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課する場合の保険料率 (H15~170一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた保険料率・各市町村の合併時点での財政安定化基金償還金、介護給付費準備基金残高の状況 (H15~170一律賦課料率への影響額+800円)その他について保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する統一時期は、一律賦課開始時期にあわせ平成21年度からとする。
試課方式 ・保険料率(円)	試課方式 ・保険料率(円)	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の伊時点での財政安定化 基金償還金、介護給付費準備基金残高 の状況 (H15~17の一律賦課料率への影響額+800円) その他について 保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する 統一時期は、一律賦課開始時期にあわせ平成21年度 からとする。
試課方式	試課方式	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護給付費準備基金残高 の状況 (H15~17の一律賦課料率への影響額+800円) その他について 保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する 統一時期は、一律賦課開始時期にあわせ平成21年度 からとする。 事務処理システムもこれと並行して長岡市システムに
試課方式	試課方式 - 保険料率(円) H 1 4 料率 H15~17料率 1段階	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護給付費準備基金残高 の状況 (H15~17の一律賦課料率への影響額 + 800円) その他について 保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する 統一時期は、一律賦課開始時期にあわせ平成 2 1 年度からとする。 事務処理システムもこれと並行して長岡市システムに
Table Ta	試課方式	試課方式	保険料段階、料率が異なる。 合併後すぐに全市一律賦課とした場合、 合併前と比較して高くなる市町村、低くな る市町村が生じる。 介護サービスの利用状況に格差がある中 で保険料のみ一律にすることは、市民の理 解が得られない。	合併後、経過措置後に一元化の方向で調整する。 保険料段階、料率について 平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度から6段階の一律賦課とする。 一律賦課までの経過措置 以下の点を考慮しながら、保険料総額が不足することのないよう調整 ・一律賦課料率 42,200円)・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村のサービス利用状況に応じた 保険料率 ・各市町村の合併時点での財政安定化 基金償還金、介護給付費準備基金残高 の状況 (H15~17の一律賦課料率への影響額 + 800円) その他について 保険料納付促進、事務の省力化の観点から長岡市の賦課方式に統一する 統一時期は、一律賦課開始時期にあわせ平成 2 1 年度からとする。 事務処理システムもこれと並行して長岡市システムに

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域任意合併協議会) データ基準日 平成 1 4年 2 月 5 日

庄院、蒙庭所

<u>病院・診療所</u> 長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
川岬女	光削巾	伽尼川	十人蜀町	[
該当なし	施設の種類及び数 見附市立成人病センター病院 内科、神経内科、外科、整形外科、 放射線科 介護施設部(ケアプラザ)	市営医療施設無し 栃尾郷病院へ補助金交付 14,900千円	該当なし	該当なし
	職員数 医師 9名 検査技師 8名 薬剤師 5名 理学療法士 3名 作業療法士 1名 医療相談員 1名 看護師 64名 事務職員 9名 栄養士 1名 看護助手3名 介護福祉士 28名			
	14年度予算額(病院会計特別会計) 2,341,000千円			
	│ 繰入金 │ 190,800千円 │			
<u> </u>				
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
該当なし	施設の種類及び数 村立山古志村診療所 内科診療所 1 歯科診療所 1 職員数 内科 医師 1 事務員 2 看護婦 2 歯科 医師 1 事務員 1 臨時 1 14年度予算額(特別会計) 内科140,500千円 歯科 28,300千円 繰入金 内科 1千円 歯科 6,800千円	小国町 施設の種類及び数 小国町立診療所 診療科目 内科 歯科 外科(出張診療:毎週月曜日午後) 整形外科(出張診療:毎週水曜日午後) 職員数(H14.7.1現在) 内科 医師2 事務員4 看護師 10 看護補助員2 放射線技師1 運転員1 調理員1 臨時7 歯科 徳進会委託のため職員0 14年度予算額(特別会計) 内科311,000千円 繰入金 内科70,564千円	課題 見附市・山古志村・小国町は、市町村立病院及び診療所の運営を行っている。また、栃尾市は市内病院に対し補助金交付を行っている。これが、市町村財政の負担となっていることが課題である。	現行どおり合併後も存続する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域任意合併協議会) データ基準日 平成 1 4年 4月 1日

福祉タクシー

<u>福祉タクシー</u>				
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長	目的 同左	目的同左	目的同左	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長
し、経済的負担を軽減することで心身障			145 to	し、経済的負担を軽減することで心身障
害者の健康増進及び福祉の向上を図る。			対象者	害者の健康増進及び福祉の向上を図る。
対象者 市内に住所を有し、次に該当する者 ・身体障害者手帳1.2級所持者	対象者	 対象者	・身体障害者手帳1.2級3級の場合は下肢不自由の ・療育手帳A所有者	対象者 町内に住所を有し次に該当する者
・療育手帳A判定の者	・身体障害者手帳1.2級の者/3級のうち	対象句 身体障害者手帳を有する1.2級及び3級のうち、		・身体障害者手帳1・2級所持者
・身体障害者手帳3級所持者のうち		視覚・肢体・上下肢・下肢・体幹・内部障害者、	(たたし、白動手が順先を支げていない百)	・療育手帳A判定の者
下肢不自由、体幹不自由、	障害に該当する者	療育手帳Aの所有者		・身体障害者手帳3級所持者のうち
脳原性運動機能障害のうち移動障害	・療育手帳A判定の者	(ただし、市内に住所を有する者とし、腎臓機能	内容	下肢不自由、体幹不自由、
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・	・精神保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級	障害者のうち、血液透析通院費の助成を受けてい	タクシー利用券年間24枚交付	脳原性運動機能障害のうち移動障害
直腸・免疫(ヒト免疫不全ウイルス	1 級の者	る者は除く。)	利用券1枚 = 基本料金相当額	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・
機能障害の者による)機能障害の者	内容			直腸機能障害の者
ただし、自動車燃料費の交付を受けた者を除く	・1枚の助成額は小型タクシー基本料金に0.9を乗	内容		
内容 長岡市タクシー利用券	じ10円未満の端数を切り捨てた額	市内に本社又は事業所を有するタクシー事業者		内容 タクシー利用券
年間500円×30枚を交付	(平成13年度540円)	に限り使用可能。	事業費負担	年間 5 0 0 円券 × 2 0 枚を交付
人工透析など病院に定期的に通院し、自動車税	・年間24枚まで	1枚につき、小型タクシー基本料金に0.9を乗じ	町10/10	(2週間に1回以上定期的に通院している
の免除を受けていない場合は500円×90枚	・年間を通じて月2回以上通院している者は	10円未満の端数を切り捨てた額で、年間14枚交付		場合、申請に基づき、1年につき20枚を
を上限に交付	2 4枚追加交付できる			限度として追加支給する。)
	・人工透析を受ける者は年間72枚の交付ができる (自動車税減免を受けている者は対象外)週3回	 事業費負担	窓口 保健福祉課 福祉係 	ただし、自動車税等の減免を受けている者は 2 冊目は交付されない。
事業費負担 市10/10(市単独事業)	(白勤単代版光を支げている自は対象が)過3回 透析者は96枚を交付。	市10/10		事業費負担 10/10(町単独事業)
ず 来戻兵三 10 1 0 / 1 0 (10 十五	事業費負担 市10/10(市全額負担)	1,51 0 7 1 0		李术英大三 10710(引中四年来)
窓口 福祉相談課 障害活動係	窓口	窓口	平成14年度当初予算 3,511,000円	窓口 保健福祉課 福祉係
	健康福祉課総合相談係	保健福祉課 福祉係(294)		
	(内線206.207.400)			
三島町	(内線206.207.400) 山古志村	小国町	課題	調整方針案
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長	課題	調整方針案 合併時に、長岡市の制度に統一する。
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障	課題	H: 5 == 1 5 = 1 5 1 7
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長	課題	H: 5 == 1 5 = 1 5 1 7
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。		合併時に、長岡市の制度に統一する。
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者	この制度は全市町村で実施しているもので	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち	この制度は全市町村で実施しているもので あり、また、広く障害者全体がサービスを	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の 福祉サービス水準を低下させるわけにはいかな い。このことから、合併時に長岡市の制度に統合
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに 該当する者	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち 視覚・下肢・体幹・内部障害の者	この制度は全市町村で実施しているもので	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち	この制度は全市町村で実施しているもので あり、また、広く障害者全体がサービスを 享受しているものである。この制度を切り	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の 福祉サービス水準を低下させるわけにはいかな い。このことから、合併時に長岡市の制度に統合
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに 該当する者 ・身体障害者手帳1.2級の者	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち 視覚・下肢・体幹・内部障害の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに 該当する者 ・身体障害者手帳1.2級の者	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち 視覚・下肢・体幹・内部障害の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに 該当する者 ・身体障害者手帳1.2級の者	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長 し、経済的負担を軽減することで心身障 害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち 視覚・下肢・体幹・内部障害の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを 享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の 軽減を図るため、料金の一部を助成することに より、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに 該当する者 ・身体障害者手帳1.2級の者 ・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付す	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付する。。	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者 内容 タクシー利用券12枚(足りない場合は更に6枚)を交付利用券1枚=基本料金相当額	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付す	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付する。 事業費負担	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者 内容 タクシー利用券12枚(足りない場合は更に6枚)を交付 利用券1枚=基本料金相当額 事業費負担	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付する。 事業費負担	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者 内容 タクシー利用券12枚(足りない場合は更に6枚)を交付 利用券1枚=基本料金相当額 事業費負担	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1・2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付する。 事業費負担 町10/10(町単)	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者 内容タクシー利用券12枚(足りない場合は更に6枚)を交付利用券1枚=基本料金相当額 事業費負担 町10/10(町単)	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間
目的 心身障害者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の向上を図る。 対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1.2級の者・療育手帳A判定の者 内容 1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する、ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付する。 事業費負担 町10/10(町単)	山古志村	目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。 対象者・身体障害者手帳1・2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者・療育手帳A判定の者 内容 タクシー利用券12枚(足りない場合は更に6枚)を交付 利用券1枚=基本料金相当額 事業費負担 町10/10(町単)	この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを享受しているものである。この制度を切り下げるということは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段	合併時に、長岡市の制度に統一する。 全市一律による調整が望ましく、なおかつ現在の福祉サービス水準を低下させるわけにはいかない。このことから、合併時に長岡市の制度に統合する。(各市町村で運行しているタクシー会社間

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域任意合併協議会) データ基準日 平成 1 4年 4 月 1 日

乳幼児の医療費助成

長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
対象者 - 通 院 3歳未満児まで - 入 院 6歳児 (就学前)まで 対象除外 (幼児) - 「所得制限 」 なし	対象者	対象者 - 通 院 (6歳児(就学前)まで - 入 院 (6歳児(就学前)まで - 対象除外(幼児) - 所得制限	対象者 通 院 3歳未満児まで 入 院 4歳未満児まで 対象除外 [幼児] 「所得制限 なし	対象者
内容 医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた 額を助成。 入院時食事療養費の助成 「課税世帯」 なし	内容 同左 入院時食事療養費の助成 課税世帯 なし	内容 同左 入院時食事療養費の助成 課税世帯 乳・幼児とも有り	内容 同左 入院時食事療養費の助成 課税世帯 なし	内容 同左 入院時食事療養費の助成 「課税世帯」 なし
非課税世帯 乳児有り(幼児なし) -部負担金 ・通院1回530円(月4回まで) ・入院1日1,200円	非課税世帯 乳児有り (幼児なし) 一部負担金 同左	非課税世帯 乳・幼児とも有り 非課税世帯 乳・幼児とも有り 一部負担金 同左	非課税世帯 乳児有り〔幼児なし〕 一部負担金 同左	非課税世帯 乳児有り (幼児なし) -部負担金 同左
幼児の医療費助成事業の更新 自動継続	幼児の医療費助成事業の更新 申 請	幼児の医療費助成事業の更新 申 請	幼児の医療費助成事業の更新 申 請	幼児の医療費助成事業の更新 申 請
事業費負担 県1/2 市町村1/2 市町村上乗せ分は 10/10 〔県基準: 通院3歳未満児、入院4歳未満児〕	事業費負担 同左	事業費負担同左	事業費負担同左	事業費負担同左
窓口 国保医療課医療給付係	窓口 乳児 市民課国保年金係 ・今町出張所 乳幼児 健康福祉課いきいき健康係	窓口 保健福祉課保健予防係	窓口 保健福祉課保健環境係	窓口 保健福祉課 健康增進係
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
対象者 通 院 3歳未満児まで	対象者 通 院 【6歳児〔就学前〕まで 】	対象者	「幼児の医療費助成」の対象範囲の相違	合併時に、小国町の制度に統一する。
入 院 [6歳児 [就学前]まで] 対象除外 (幼児) 所得制限 通院有り入院なし	通 院 6歳児 (就学前) まで 入 院 6歳児 (就学前) まで 対象除外 (幼児) が得制限	通 院 6歳児(就学前)まで 入 院 6歳児(就学前)まで 対象除外(幼児) 所得制限	・助成対象年齢の相違 ・所得制限導入の相違 ・食事助成の相違 更新手続の相違 自動継続 長岡市・三島町 由語 ・6市町村	若人の子育て支援策として、全市町村が 県の補助基準を上回って実施しているもの で、市民からも対象範囲の拡大の要望が強 い事業であり、また、全国的にも拡大して いる自治体が多くなってきていることか
対象除外 (幼児) 所得制限 通院有り 入院なし 内容 医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成。	 入院 (6歳児(就学前)まで) 対象除外 (幼児) 所得制限 なし 内容 同左 入院時食事療養費の助成 	 入 院 (6歳児(就学前)まで 対象除外 (幼児) 所得制限 よし 内容 同左 入院時食事療養費の助成 	・所得制限導入の相違 ・食事助成の相違 更新手続の相違	県の補助基準を上回って実施しているもので、市民からも対象範囲の拡大の要望が強い事業であり、また、全国的にも拡大している自治体が多くなってきていることから、現行のサービスの低下を来たさないことが望まれる。このため、幼児の助成対象範囲については、合併時
対象除外 〔幼児〕	入 院 (6歳児(就学前)まで 対象除外 (幼児) 所得制限 なし 内容 同左	入 院 [6歳児(就学前)まで 対象除外 [幼児] 所得制限 ■ なし 内容 同左	・所得制限導入の相違 ・食事助成の相違 更新手続の相違 自動継続 長岡市・三島町	県の補助基準を上回って実施しているもので、市民からも対象範囲の拡大の要望が強い事業であり、また、全国的にも拡大している自治体が多くなってきていることから、現行のサービスの低下を来たさないことが望まれる。このため、幼児の助成対象範囲については、合併時に、総体的に最も高い水準の小国町の制度に統合する。 ただし、入院時食事療養費の助成については、1市が小国町の水準を上回り、逆に、課税世帯に対しては、6
対象除外 〔幼児〕 所得制限 通院有り 入院なし 内容 医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成。 入院時食事療養費の助成 課税世帯 なし 非課税世帯 乳児有り〔幼児なし〕 一部負担金・通院1回530円(月4回まで)	入院 6歳児〔就学前〕まで 対象除外〔幼児〕 なし 内容 同左 入院時食事療養費の助成 課税世帯 なし 非課税世帯 乳児有り〔幼児なし〕 一部負担金	入院 [6歳児(就学前]まで] 対象除外 [幼児] 所得制限 なし 内容 同左 入院時食事療養費の助成 課税世帯 乳児有り [幼児なし] 非課税世帯 乳児有り [幼児なし] 一部負担金	・所得制限導入の相違 ・食事助成の相違 更新手続の相違 自動継続 長岡市・三島町	県の補助基準を上回って実施しているもので、市民からも対象範囲の拡大の要望が強い事業であり、また、全国的にも拡大している自治体が多くなってきていることから、現行のサービスの低下を来たさないことが望まれる。このため、幼児の助成対象範囲については、合併時に、総体的に最も高い水準の小国町の制度に統合する。 ただし、入院時食事療養費の助成については、1 市が小国町の水準を上

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域任意合併協議会) データ基準円 平成 1 4年 4月 1日

保育料(認可保育所保育料)				<u>データ基準日 平成14年4月1日</u>
<u> </u>	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
保育料徴収基準額 月額(円)	保育料徴収基準額 月額(円)	イガルモリ 保育料徴収基準額 月額(円)	保育料徴収基準額 月額(円)	保育料徴収基準額 月額(円)
市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 3歳未満児 3歳以上児	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 3歳未満児 3歳以上児	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 3歳未満児 3歳以上児	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 3歳未満児 3歳以上児	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 3歳未満児 3歳以上児
13,900 10,700	15,000 12,000	14,000 10,800	10,300 7,900	12,800 10,000
(6,950) (5,350)	(7,500) (6,000)	(7,000) (5,400)	(5,150) (3,950)	(6,400) (5,000)
所得税 50,000円の世帯	所得税 50,000円の世帯	所得税 50,000円の世帯	所得税 50,000円の世帯	所得税 50,000円の世帯
3歳未満児 3歳以上児 28,300 24,300	3歳未満児 3歳以上児 26,000 22,500	3歳未満児 3歳以上児 22,800 20,400	3歳未満児 3歳以上児 18,000 15,500	3歳未満児 3歳以上児 23,300 21,500
(14,150) (12,150)	(13,000) (11,250)	(11,400) (10,200)	(9,000) (7,750)	(11,650) (10,750)
 所得税 150,000円の世帯	所得税 150,000円の世帯	所得税 150,000円の世帯	所得税 150,000円の世帯	所得税 150,000円の世帯
3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児
43,100 33,100 (21,550) (16,550)	44,500 31,000 (22,250) (15,500)	34,000 28,000 (17,000) (14,000)	28,300 21,600 (14,150) (10,800)	39,300 28,900 (19,650) (14,450)
所得税 300,000円の世帯 3歳以上児 3歳以上児	所得税 300,000円の世帯 3歳未満児 3歳以上児	所得税 300,000円の世帯 3歳未満児 3歳以上児	所得税 300,000円の世帯 3歳未満児 3歳以上児	所得税 300,000円の世帯 3歳未満児 3歳以上児
49,600 35,100	46,000 32,000	38,800 29,200	35,000 25,200	44,100 30,700
(24,800) (17,550)	(23,000) (16,000)	(19,400) (14,600)	(17,500) (12,600)	(22,050) (15,350)
()内は入園児童2人目に適用(半額)	()内は入園児童2人目に適用(半額)	()内は入園児童2人目に適用(半額)	()内は入園児童2人目に適用(半額)	()内は入園児童2人目に適用(半額)
│ 3人目無料 │ 所得割額5,000円の区分なし	3 人目は 1 人目の 1 / 1 0	3 人目無料	3 人目1/10 平成14年度当初予算 171,510,000円	3 人目無料
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
保育料徴収基準額 月額(円)	保育料徴収基準額 月額(円)	保育料徴収基準額 月額(円)		経過措置後に一元化の方向で調整する。
市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯		
3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児	1 認可保育所保育料は、国の示す徴収基 準額に対して各市町村で軽減を行っている	各市町村の保育料決定の背景には地域特性 等があり、数年間の経過措置及び法定協議
17,000 14,000 (8,500) (7,000)	15,500 11,500 (7,700) (5,700)	7,000 7,000 (3,500) (3,500)	が、軽減率が異なるため、市町村間の保育	会での議論を考慮することが望ましい。
	- 所得税 50,000円の世帯		料に大きな差が生じている。	<u>しかし、平成10年度に示された国の徴収</u> 基準額には、均一化や年齢別保育料など、
3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児	3歳未満児 3歳以上児	2 各市町村の保育料徴収基準額表が国の	保育料の保護者負担増の施策が見え隠れし
27,000 25,000	21,500 17,500	19,200 19,200	7階層区分(所得税額等による保育料負担 区分)の基準額表と同一区分ではない、ま	ており、今後は、保護者負担の増も考慮す る必要がある。
(13,500) (12,500)	(10,700) (8,700)	(9,600) (9,600)	た、各階層とも同一の軽減率ではないと予	
所得税 150,000円の世帯	所得税 150,000円の世帯 3歳未満児 3歳以上児	所得税 150,000円の世帯 3歳未満児 3歳以上児	想されることから、軽減率が毎年一定とは ならないと考えられる。	
3歳未満児 3歳以上児 43,000 32,000	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	3 成木満兒 3 成以上兒 26,200 23,100	3,63,700	
(21,500) (16,000)	(14,500) (12,500)	(13,100) (11,550)		
所得税 300,000円の世帯	所得税 300,000円の世帯	所得税 300,000円の世帯		
3歳未満児 3歳以上児 47,000 33,000	3歳未満児 3歳以上児 33,000 27,000	3歳未満児 3歳以上児 28.900 25.000		
(23,500) (16,500)	(16,500) (13,500)	28,900 25,000 (14,450) (12,500)		
()内は入園児童2人目に適用(半額)	()内は入園児童2人目に適用(半額)	()内は入園児童2人目に適用(半額)		
3人目 1 / 1 0	3人目1/10	3人目1/10		

市町村民税均等割・所得割区分なし

市町村民税均等割・所得割区分なし

ごみの収集

データ基準日 平成13年3月31日

<u>ごみの収集</u>				
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
・収集対象人員 ・収集区域 ・収集率 ・収集体制 ・収集体制 ・専術学者 ・車両台数 バッカー車30台(4t車)直営11台、委託19台・収集方式及び種別 方式 ステーション方式による分別収集 種別 可燃・不燃・資源・粗大 ・ごみ収集委託料 ・ゴみ収集委託料 ・ゴみ収集委託料 ・ブみ収集を託料 ・ブみ収集を託料 ・ブみ収集を託料 ・ブみ収集を託料 ・ブみ収集を記料 ・ブカ収集を記判 ・収集を記判 ・グラック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	種別… 資源・可燃・不燃・粗大・ごみ収集委託料 77,870,000円 ・処理施設への搬入量 可燃ごみ 13,598 t 不燃ごみ 1,070 t 粗大ごみ 495 t 資源ごみ 2,478 t t 合計 17,641 t ・事業系ごみ処理手数料 100kgまで300円・組織 環境生活課 (課長1人)(課長補佐1人) リサイル推進係3人(係長1人主事1人技師1人)	・収集対象人員 全市民 ・収集区域 100% ・収集本制 3社 ・要託 3社 ・季前会数 パッカー車3台(2 t 車) ・収集方式及び種別 方式による分別収集 市成力 一次 ・四大 一次 ・四大 一次 ・四大 1、496 ・個大 1,496 ・国本人ごみ 1,496 ・国本人 1,4	・収集対象人員 ・収集区域 ・収集を ・収集体制 ・委託 ・車両台数 パッカー車3台、クレーン車1台 ・収集方式及び種別 ・方式… ステーション方式による分別収集 種別… 可燃・不燃・資源・粗大 ・ごみ収集委託料 28,744,000円 ・処理施設への搬入量 可燃ごみ 3,428 t 不燃ごみ 282 t 粗大ごみ 76 t 資源ごみ 369 t ・事業系ごみ処理手数料 200kgまで300円 ・組織 保健福祉課	・収集対象人員 全町民 全町域 ・収集を 100% ・収集体制 表記 ・変託 1社 ・要面台数 パッカー車4台、ユニック車1台、トラック1台 ・収集方式及び種別 方式… ステーション方式による分別収集 種別… 可燃・不燃・資源・粗大 ・ごみ収集委託料 56,615,000円 ・処理施設への搬入量 可燃ごみ 3,343 不燃ごみ 421 粗大ごみ 121 資源ごみ 304 t セカー は セカー ・事業系ごみ処理手数料 100kg単位400円 ・組織 町民課(課長1人) 生活環境係 1人 従事職員1人
業務第一係 23人 業務第二係 22人	生活環境係3人(係長1人主査1人主事補1人) 清掃センター2人(主査1人臨時1人)			
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
・収集対象人員 ・収集区域 ・収集本制 ・収集体制 ・委託 ・事両台数 ・収集体制 ・収集方式及び種別 方式 ステーション方式による分別収集 種別 可燃・不燃・資源・粗大 ・ごみ収集委託料 29,456,000円 ・処理施設への搬入量 可燃ごみ 1,744 不燃ごみ 240 セ 1大ごみ 62 セ 1 ・事業系ごみ処理手数料 100kg単位400円 ・組織 町民課 (課長1人) 生活環境係3人 (生活環境係3人 (生活環境、年金、老人保健)	・収集対象人員 全村民 ・収集区域 100% ・収集体制 委託 ・季託業者 2社 ・車両かりの車 2台 ・収集方式及び種別 方式による分別収集 ・方式… ステーション方式による分別収集 種別… 可燃・不燃・資源・プラスチック ・ごみ収集委託料 21,411,000円 ・処理施設への搬入量 で燃ごみ 「一次概ごみ」 400 下燃・組大 27 資源ごみ 39 ブラ 2 とままる 100kgまで300円 ・銀織 保健福祉課 (課長1人) (表長1人)	・収集対象人員 全町民 全町域 ・収集区域 100% ・収集本制 2社 ・要託 2社 ・車両台数 パッカー車 2台、ケレーン付トラック 1台 ・収集方式及び種別 方式 ステーション方式による分別収集 種別 可燃・不燃・資源10品目・可燃 大・不燃粗大以上14品目 ・ごみ収集委託料 16,713,000円 ・如理施設への搬入量 可燃ごみ 1,399 不燃ごみ 106 担充ごみ 156 官源ごみ 174 セ 合計 1,835 セ を 音計 1,835 ・事業系ごみ処理手数料 45値/袋50円 ・組織 町民課 (課長1人) 生活環境係3人	理手数料」は、別項目で検討。 - 8 市町村の総搬入量(排出量) - 可燃ごみ 103,728 t	合併後に長岡市の制度に統一する。 ごみの収集については、特に以下の項目を十分検討する必要がある。 1 ごみの分別種類(特に資源物の品目) 2 ごみの収集体制(特に収集業務委託料) 3 ごみの収集区域 4 ごみ処理場及び資源物の中間処理施設等の搬入先 上記については、家庭ごみの有料化による費用負担の公平化(資源物は無料にする考えであるため、種類が多ければ負担は少ない)などを考慮する中で、統一する方向で検討する必要がある。 これらの理由により、当分の間現行どおりとし、合併後に、ごみの分別の種類等高い水準にある長岡市の制度に統合する。

データ基準日 平成14年4月1日

中小企業振興資金貸付金(普通貸付)

	<u> 長岡市</u>		見附市		栃尾市		中之島町		越路町
事業名	中小企業振興資金普通貸付	事業名	中小企業振興資金	事業名	中小企業振興資金	事業名	中小企業振興資金貸付金	事業名	なし
予算額	2,062,640 (千円)	予算額	55,000 (千円)	予算額	100,000 (千円)	予算額	5,000(千円)	予算額	
担当課・係	商業振興課商業振興係	担当課・係	商工振興課商工観光係	担当課・係	商工観光課商工振興係	担当課・係	産業課 商工係	担当課・係	
	等の金融難を緩和し健全な発展 、運転資金及び設備資金の融資 。		業の運転及び設備に必要な資金い、中小企業の育成振興を図	設備の近代金の融資を	・ 全業者の経営の合理化、施設又は 対化及び共同化事業等に必要な資 を行い、もって中小企業の健全な E図ることを目的とする。		・ ・企業の運営に必要な資金の融資 コ小企業者の育成振興を図る。	<目 的>	
・貸営資融融を資資資産の対し使限利期を重転では、	振興資金普通貸付) 市内で事業所又は事務所を1年以 いる中小企業者 運転資金、設備資金 額 2,000万円 年2.4%(信用保証付は1.9%) 6年以内(据置1年以内を含む) 7年以内(据置1年以内を含む)	店舗を有す ・資金使途	月以上居住し、かつ事業所又は る中小企業者 : 運転資金・設備資金 額 500万円 : 年 2.3%	上す・業・こ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所又は事業所を有し、引き続き1年以 を営む中小企業者で次のすべてを満た 証協会の信用保証対象業種に属する事	舗を有する。 のと・・運・・ ・・運・・ ・・運・・ ・・運・・ ・・運・・	京年以上居住し、事業所または店 5中小企業者であって、町商工会 享を受け、町税を完納している者 達 運転資金、設備資金 変額 200万円 設備資金 300万円 3 1.95%	< 内容>	
	三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針案
事業名	<mark>三島町</mark> な し	事業名	<mark>山古志村</mark> な し	事業名	小国町 商工業振興資金				調整方針案 長岡市の制度に統一することと ・件を調整する。
事業名		事業名		事業名		様なニース いる。個々	☆業制度融資は、中小企業者の多ずに応え、各種の融資を用意してする制度融資の融資条件についてする。	し、融資条1 既に融	長岡市の制度に統一することと 件を調整する。 調賞実行が行なわれているものに
予算額担当課・係		予算額担当課・係		予算額 担当課・係	商工業振興資金 45,000 (千円)	様なニース いる。個々	☆業制度融資は、中小企業者の多 がに応え、各種の融資を用意して の制度融資の融資条件について か融資制度の均衡を図りながら決	し、融資条1 既に融	長岡市の制度に統一することと 件を調整する。
予算額		予算額		予算額 担当課・係 <目 的> 町内の商]	商工業振興資金 45,000 (千円)	様なニース いる。 は、全体の 定する必要 2 中小企 保証協会の	☆業制度融資は、中小企業者の多 がに応え、各種の融資を用意して の制度融資の融資条件について か融資制度の均衡を図りながら決	し、融資条 1 既には、 る。 2 中が各が、 である。 である。	長岡市の制度に統一することと 件を調整する。 調賞実行が行なわれているものに

データ基準日 平成15年2月13日

土地改良事業補助金(市町村単独事業)

<u>工地区及争案補助並(印刷刊年</u> 長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
事業名 かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、 農道整備、暗渠排水、客土、安全施設整備 確定測量・換地設計		事業名 かんがい排水、農道整備	事業名 各種土地改良事業	事業名 土地改良施設維持管理適正化事業(非補助) かんがい排水、ほ場整備、農道整備
採択基準 ・かんがい排水:受益面積 2 ha以上 5 ha未満 ・ に場整備:受益面積 2 ha以上 5 ha未満 ・ 農道整備:受益面積 5 ha以上、延長20m以上100m以下、又は100m以上は事業費が300 万円以下、全幅員3.0m	採択基準 県単・団体営事業の採択基準に適合しないもの 小規模土地改良事業(事業費限度額4,000 千円/件)	採択基準 県単事業に適合しないもの (補助対象経費の1/2以内、限度額1,500 千円)	採択基準 事業の種類に応じて決定する	採択基準 県単・団体営事業に適合しないもの
事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合	事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等	事業主体 行政区	事業主体 土地改良区、農協、農家組合等	事業主体 水利組合、共同
補助率 50% (農道橋は55%)	補助率 40%(小規模土地改良事業)	補助率 50% (限度額1,500千円)	補助率 事業の種類に応じ決定	補助率 40%(施設維持管理適正化事業は10%)
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
事業名かんがい排水、ほ場整備、暗渠排水	事業名 ほ場整備・区画整備、暗渠排水、付帯道か 農道整備・新設、舗装	事業名	・各市町村で独自の採択基準、補助率等を 制度化しており、調整が必要である。	合併時に、新制度に再編する。 ・農家サービスの向上、農家負担の公平、 健全な財政運営などを考慮し、合併時に総 合的に制度が充実している長岡市の制度に
採択基準 ・ は場整備: 山間地域20a以上 ・ 暗渠排水: 山間地域20a以上 ・ 農道整備: 国・県の補助対象以外のも の、事業費が10万円以上	採択基準 ・ほ場整備:受益面積20a以上、事業費30万 ・農道整備・受益1ヘクタール以上20万円以 上			語のに間度が光文している技術での間段に 統合する。ただし、中山間地域等では採択 基準に満たない農地が多いことから、採択 基準を緩和する。
事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等	事業主体 団体、個人	事業主体 共同又は個人		
補助率 ほ場整備: 50%又は6万円/10a 農道整備: 40% 暗渠排水: 50%又は6万円/10a	補助率 ほ場整備・50%以内(限度額25万円) 農道整備・50%以内(限度額25万円)	補助率 かんがい排水: 30% は場整備: 40% 農道整備: 40% 暗渠排水: 50% 畑地開発: 40%		

データ基準日 平成14年9月30日

生活路線バス

<u>生活路級八人</u> 長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
وادتجاكا	2011111	- III) I-C I	1. C mm	V∞rd m1
1 . 県単独補助対象路線 該当無し	1 . 県単独補助対象路線 4 系統 県制度補助 3 , 1 9 0 千円 <u>単独補助 4 , 3 9 1 千円</u> 合 計 7 , 5 8 1 千円	1 . 県単独補助対象路線 13系統 県制度補助 1 5 , 9 2 8 千円 単独補助 2 , 2 1 5 千円 合 計 1 8 , 1 4 3 千円	1 . 県単独補助対象路線 1 系統 県制度補助 2 9 8 千円 単独補助 6 1 4 千円 合 計 9 1 2 千円	1 . 県単独補助対象路線 該当無し
2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 5 路線(9 系統) 6 , 5 9 2 千円	2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 1路線(1系統) 384千円	2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し	2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し	2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 3 路線(7 系統) 12,982千円
3. 市町村で運行している路線 該当無し	3 . 市町村で運行している路線 該当無し	3 . 市町村で運行している路線 該当無し	3. 市町村で運行している路線 該当無し	3 . 市町村で運行している路線 該当無し
三島町	.1.++++	L Comm		
— — — — — — — — — — — — — — — — —	山古志村	小国町	課題	調整方針案
— 四円	四百志州	小国間	課題	調整方針案 現行どおり、合併後も存続する
1 . 県単独補助対象路線 該当無し	1.県単独補助対象路線 2系統 県制度補助 4,056千円 <u>単独補助 12,922千円</u> 合 計 16,978千円	1.県単独補助対象路線 1系統 県制度補助 1,983千円 単独補助 878千円 合 計 2,861千円	合併後も、高齢者や学生等の交通手段の 確保が必要であり、地域の実状にあった効	現行どおり、合併後も存続する 理由 地域独自の交通事情があるため、現行ど おり合併後も存続させる。
1 . 県単独補助対象路線	1.県単独補助対象路線 2系統 県制度補助 4,056千円 単独補助 12,922千円	1 . 県単独補助対象路線 1 系統 県制度補助 1 , 9 8 3 千円 単独補助 8 7 8 千円 合 計 2 , 8 6 1 千円	合併後も、高齢者や学生等の交通手段の 確保が必要であり、地域の実状にあった効 率的な輸送体系に整理、再編が必要なた め、新市での生活交通確保計画の策定が必	現行どおり、合併後も存続する 理由 地域独自の交通事情があるため、現行ど
 1. 県単独補助対象路線 該当無し 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 	1 . 県単独補助対象路線 2 系統 県制度補助 4 , 0 5 6 千円 <u>単独補助 1 2 , 9 2 2 千円</u> 合 計 1 6 , 9 7 8 千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線	1 . 県単独補助対象路線 1 系統 県制度補助 1 , 9 8 3 千円 <u>単独補助 8 7 8 千円</u> 合 計 2 , 8 6 1 千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線	合併後も、高齢者や学生等の交通手段の 確保が必要であり、地域の実状にあった効 率的な輸送体系に整理、再編が必要なた め、新市での生活交通確保計画の策定が必	現行どおり、合併後も存続する 理由 地域独自の交通事情があるため、現行ど おり合併後も存続させる。 しかし、合併後速やかに新たな生活交通 確保計画を策定し、新たな交通体系の確立
 1. 県単独補助対象路線 該当無し 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 2系統 3,139千円 3. 市町村で運行している路線 	1 . 県単独補助対象路線 2 系統 - 県制度補助 4 , 0 5 6 千円 単独補助 1 2 , 9 2 2 千円 合 計 1 6 , 9 7 8 千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し 3 . 市町村で運行している路線	1 . 県単独補助対象路線 1 系統 県制度補助 1 ,983千円 単独補助 878千円 合 計 2 ,861千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し 3 . 市町村で運行している路線	合併後も、高齢者や学生等の交通手段の 確保が必要であり、地域の実状にあった効 率的な輸送体系に整理、再編が必要なた め、新市での生活交通確保計画の策定が必	現行どおり、合併後も存続する 理由 地域独自の交通事情があるため、現行ど おり合併後も存続させる。 しかし、合併後速やかに新たな生活交通 確保計画を策定し、新たな交通体系の確立
 1. 県単独補助対象路線 該当無し 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 2系統 3,139千円 3. 市町村で運行している路線 	1 . 県単独補助対象路線 2 系統 - 県制度補助 4 , 0 5 6 千円 単独補助 1 2 , 9 2 2 千円 合 計 1 6 , 9 7 8 千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し 3 . 市町村で運行している路線	1 . 県単独補助対象路線 1 系統 県制度補助 1 ,983千円 単独補助 878千円 合 計 2 ,861千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し 3 . 市町村で運行している路線	合併後も、高齢者や学生等の交通手段の 確保が必要であり、地域の実状にあった効 率的な輸送体系に整理、再編が必要なた め、新市での生活交通確保計画の策定が必	現行どおり、合併後も存続する 理由 地域独自の交通事情があるため、現行ど おり合併後も存続させる。 しかし、合併後速やかに新たな生活交通 確保計画を策定し、新たな交通体系の確立
 1. 県単独補助対象路線 該当無し 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 2系統 3,139千円 3. 市町村で運行している路線 	1 . 県単独補助対象路線 2 系統 - 県制度補助 4 , 0 5 6 千円 単独補助 1 2 , 9 2 2 千円 合 計 1 6 , 9 7 8 千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し 3 . 市町村で運行している路線	1 . 県単独補助対象路線 1 系統 県制度補助 1 ,983千円 単独補助 878千円 合 計 2 ,861千円 2 . 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当無し 3 . 市町村で運行している路線	合併後も、高齢者や学生等の交通手段の 確保が必要であり、地域の実状にあった効 率的な輸送体系に整理、再編が必要なた め、新市での生活交通確保計画の策定が必	現行どおり、合併後も存続する 理由 地域独自の交通事情があるため、現行ど おり合併後も存続させる。 しかし、合併後速やかに新たな生活交通 確保計画を策定し、新たな交通体系の確立

データ基準日 平成14年9月20日

道路除雪の基準等

	<u> </u>													
	長岡市		見附市		栃尾市		中之島町			越路町				
早朝除雪 出動	積	雪10㎝以上	早朝除雪 出動	積雪10cm以上		早朝除雪 出動	積雪10cm以上		早朝除雪 出動	積雪10cm以上		早朝除雪 出動 積雪10cm以上		10cm以上
除雪出動 の基準	引続き降雪 出動(除雪	上又は10cm未満でも が見込まれるときに 本部員が深夜パト り判断し、委託業者 。) 】 て出動	除雪出動 の基準	昭和町で基準		除雪出動 の基準	10cm以上の積	動については協議	除雪出動 の基準	早朝除雪の場合 10cm以上の積 日中、夜間出重		除雪出動 の基準	【早朝除雪】 積雪10cm以上 見込まれると 【日中除雪】 必要に応じてと	
	(H12年度	以前の出動基準は15cm)												
出動日数	H 1 0 年度 H 1 1 年度	16日 12日	虫新口粉	H 1 0 年度 H 1 1 年度		出動日数	H 1 0 年度	25日	出動日数	H 1 0 年度	15日 18日		H 1 0 年度	21日 18日
	H 1 2 年度	23日	山利口奴	H 1 2 年度	21日	山到山奴	H 1 2 年度	29日		H12年度	24日		H 1 2 年度	36日
除雪経費	H 1 0 年度	598,683千円	除雪経費	H 1 0 年度	84,733千円 58,694千円	除雪経費	H 1 0 年度	198,634千円 193,016千円	防当紅貝	H 1 0 年度	26,191千円 17,899千円	防雪紅貝	H 1 0 年度	36,841千円
(千円)	H 1 1 年度 H 1 2 年度	513,613千円 590,596千円	(千円)	H 1 1 年度 H 1 2 年度	108,604千円	(千円)	H 1 1 年度 H 1 2 年度	247,989千円		H 1 1 年度 H 1 2 年度	32,043千円		H 1 1 年度 H 1 2 年度	38,192千円 39,236千円
	三島	部町		山古	志村		小国町			課題			調整方針	案
早朝除雪出動	積	雪10㎝以上	早朝除雪 出動	積雪	雪10㎝以上	早朝除雪 出動	積雪	10cm以上	各市町村 の出動基準	 とも「積雪10c としており、こ	m以上」を除雪車 これを全市一律基		、合併後も存続で実施している	売する。 る「積雪10cm以
除雪出動 の基準	早朝・日中で出動。夜		除雪出動 の基準	早朝、日中の動。 夜間は†		除雪出動 の基準	10cm以上の積	雪で出動	準として訳 と市民サー だし、降雪 況に差があ 中・深夜隊]整することで、 ・ビスの公平性か 「量や降雪強度な 「ることから、 5	除雪水準の統一 が確保される。た よど地域の気象状 早朝除雪以外の日 1では、地域の実	に、全市早 早朝除雪 は、各市町	朝除雪を基本し 以外の日中・そ 村の道路状況・ 差異があり、よ	基準にするととも ご調整する。 友間除雪について か降雪量等の気象 也域特性を考慮し
出動日数 除雪経費 (千円)	H 1 0 年度 H 1 1 年度 H 1 2 年度 H 1 0 年度 H 1 1 年度 H 1 2 年度	31日 25日 41日 13,696千円 9,235千円 15,803千円	除雪経費	H 1 0 年度 H 1 1 年度 H 1 2 年度 H 1 0 年度 H 1 1 年度 H 1 2 年度	53日 58日 76日 78,368千円 105,663千円 99,555千円	出動日数 除雪経費 (千円)	H 1 0 年度 H 1 1 年度 H 1 2 年度 H 1 0 年度 H 1 1 年度 H 1 1 年度	49日 41日 50日 62,609千円 64,192千円 71,517千円						

データ基準日 平成14年9月20日

消雪パイプに係る施策の相違

官市	中之	2島町	越路町		
本姿勢 ゚は0.1kmしかなく、 用は考えていない。 る予定)	・消雪パイプの要望路は町が整備し、それ	型が強いので、幹線道 に以外は地元(補助対	消雪パイプ取組の基本姿勢 ・地元で井戸が確保され民家の張り付い た生活道路については、全額町の負担で消 雪パイプを布設してきた。普及率が高く、 新設路線は減少しているが、今後もこの方 式で進める。		
会切乃7\xxx	建筑。维持等理费/	7.台47.7.7.2.3.3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	建設・維持管理費の負担及び補助		
			負担区分 補助制度		
-	井 戸 行政/地元	地元 = 新設経費の60%	井 戸 坩	也元 (新設・更新経費-百万円)×50%	
-	配管行政/地方	世元 = 新設経費の60%	配管	行政 -	
	電気料負担		電気料負担		
		補助制度	負担区分 補助制度		
		- +>1		行政	
-	地元管理施設 地元	なし	地元管理施設 耳	<u>地元</u> (基本料金-原子力立地給付金)を町が補助	
	₫	明	å	調整方針案	
· 太				『『正プ』末 過を整理し、合併後調整す	
・ して行政主導(行政 きた結果、住宅の張 に整備された。	が優れていることからしかし、消雪パイプルあり、施策は各市町村見られる。 (1)建設や維持管理(2)消雪パイプのがの相違	ら、設置要望が強い。 には次のような課題が 対により著しい相違が 里に係る経費の増加 毎策に対する住民負担	消雪パイプのに歴史的経緯が 気料等においる しい相違がある い。今後、各点 ながら、受益者	の施策は、各市町村の取組みがあり、設置や維持管理、電で行政と地元の負担関係に著るため、早急な調整は難し市町村の取組み経過を整理し 者負担のあり方や消雪パイプ	
負担及び補助	. ,		42-10 1 313	能な地域とのサービスバラン	
110-70-1-010-0	■や地下水位の急激な1	はトの恋ふ		等について検討し、極端な や財政負担の著しい増加を招	
	このような現状から	ら、次の観点を総合的		合併後一定の期間をかけて	
補助制度 - -	必要である。 (1)機械除雪とのb 分の受益者負担の有! (2)厳しい財政状況 -費負担の有り方 (3)過去の消雪パー の意した住民感情ので (4)地盤沈下・地	比較による水準アップ)方 兄下における行政の経 イプの取り組み経緯に 含意形成 下水位の急激な低下等			
	本姿勢	本姿勢 消雪パイプス で表 で表 で表 で表 で表 で表 で表 で	本姿勢 は0.1 k m しかなく、用は考えていない。	本姿勢 は0.1 k m しかなく、 用は考えていない。	

○遠距離通学児童・生徒の通学費助成

データ基準日 平成15年2月20日

○ 区比証四子元里・土1に07四子				
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
通学タクシー運行委託 ・統合により通学距離が長くなった3町内 (大積高鳥、千本、田代)の児童生徒を対象に、通学タクシーの運行を委託 ・平成14年度予算 3,754千円 ・運行回数(片道) 1,075回	し、冬期間(12月から3月)通学費等を 対象:南中学校区(上北谷地区)48名	児童遠距離通学費補助金 対象:通学距離がおおむね4km以上の児童 で、教育委員会が認める者 目標:統合により遠距離通学する児童の保 護者に対し、経済的負担の軽減を目的に支 給する。	遠距離通学費補助事業 統合により通学距離が片道4km以上でスクー ルバスを利用しない生徒に対して補助(自転 車通学生徒のみ)。4km以上:年額6,000 円、6km以上:年額7,500円	通学費補助 対象:小学校2km以上、中学校4km 以上の距離を通学する児童生徒保護者(ス クールバス利用者は除く)
遠距離通学児童生徒通学費補助事業 ・統合により通学距離が片道小学校4km以上、中学校6km以上の児童生徒を対象に通 ・補助額:通学定期代相当額(自転車通学ができない12月から3月までが実質補助の対象となっている。)	見附中学校区(杉沢地区) 1 9 名 (定期	開状:対象児童在籍校 2 校、H14 1 3 世帯、小学生20人 488,300円 (月額 2 ,5 7 0 円×11月分) 基準:通学距離がおおむね 4 km以上の児童で、教育委員会が認める者実施方法:対象保護者に対し、学期毎に直接支払う	H14予算額:1,436千円 バス定期券の交付 路線バスを利用している一部児童に対し て、バス定期券を交付。	目的:統合により遠距離を通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を目的に支給する。 現状:平成13年度支給実績、小学校34名支給額177,900円(距離により月額600円~900円×11月)、中学校
・平成14年度予算 3,459千円 児童の冬期通学費補助事業 通学距離が片道2km以上、かつ家並みのない距離が1.5km以上である児童を対象に通学費(タクシー等の利用)を補助		14年度予算 517千円		177名支給額1,164,690円(距離により年額4,730円~9,450 営業バスの定期券支給 スクールバスの運行がなく営業バスに乗車する児童に定期券を支給する。 ・2km以上の1・2年生、3.5km以上の3
補助対象期間:1月から3月 補助率:1/2 補助限度額:児童1人当たり7,000円 ・平成14年度予算294千円	スクールバスを2台所有し登下校用(2	中学校7台運行。冬期間(12月から4	スクールバスを通年で5台(町有4台、委託1台)で児童242名、生徒41名を送迎のほか、冬期間(12月から3月)に委託444303名の送	2,570円×4月×17人=480,5
養護学校のみスクールバス 3 台運行	5名)と校外学習用とし、民間委託で運行	げ等がある。	託1台で児童285名、生徒192名の送 迎を実施している。	スクールバスを町有2台(130名)、営業バス1台(61名)を運行している。
養護学校のみスクールバス3台運行 三島町	5 名)と校外学習用とし、民間委託で運行 山古志村			
三島町 児童通学費補助 目的:統合により遠距離通学となった児童の保護者に対して路線パスの定期券を支 対象:脇野町小学校に通う天津地区の児 現状:小学生28人に定期券を支給	5名)と校外学習用とし、民間委託で運行 山古志村 遠距離通学生徒通学費補助 目的:統合により通学距離が長い地域の生 徒に対して定期バスの定期券を支給 対象:種苧原から山古志中に通う生徒22	プ国町 遠距離通学補助 目的:統合により遠距離通学となった者に交通手段の提供及び補助をする。 現状:小国中学校は、民間パスの通学定期券を支給(パス会社と通学輸送委託契約を締結) 中学校の自転車通学区域の生徒に自転車通学補助金(年額2,400円)を支給 基準:児童生徒通学援助要綱(5km以上) H14予算額:4,262千円 現状:上小国小学校は、10月から一部民	迎を実施している。 課題 小中学校の統廃合によって遠距離通学となった者に対して、通学費の補助及びスクールバスを運行しているものであり、単純に統一することは困難である。	営業バス1台(61名)を運行している。
三島町 児童通学費補助 目的:統合により遠距離通学となった児童の保護者に対して路線バスの定期券を支対象:脇野町小学校に通う天津地区の児現状:小学生28人に定期券を支給2~3km 7人3~4km 1人4~5km 20人	5名)と校外学習用とし、民間委託で運行 山古志村 遠距離通学生徒通学費補助 目的:統合により通学距離が長い地域の生徒に対して定期バスの定期券を支給 対象:種苧原から山古志中に通う生徒22名に対して定期バス(登校は専用)の定期券を支給 H14年予算額:2,780千円	げ等がある。	迎を実施している。 課題 小中学校の統廃合によって遠距離通学となった者に対して、通学費の補助及びスクールバスを運行しているものであり、単純に統一することは困難である。 導入経過や補助基準が合併後の時間経過	営業バス1台(61名)を運行している。 調整方針案 合併後も当分の間現行どおりとする。 小中学校の統廃合によって、遠距離通学となった者に対する措置として導入されたものであり、合併後もしばらくの間各市町村のやり方を継続する。ただし、合併後に補助制度に大きな不公平が生じないよう見直

○就学援助・奨励費補助事業

データ基準日 平成15年2月20日

<u>○就学援助・奨励費補助事業</u>			データ	タ基準日 平成15年2月20日
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が市民税・世帯更正資金借受 ・市民税,事業税、固定資産税、 国定資産税、固定資産税、 ・世帯の減免 ・世帯の前年の総所得金額が生活保護基 準の1.3 G倍 費の1.3 G倍 援額す支給 ・費額支給 ・学校病と費 定額中品・通学用品・新入学用品・体育実技用具 実費支給 ・学校病医療費 市単独分 ・学校病医 費・学校病支給 ・通学費 支給状況(平成13年度実績) ・一学校 支給総額 103,484千円	対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が市民税非課税 ・児童扶養手当受給・生活福祉資金借受 ・市民税,事業税、固定資産税、国民健 康保険料の減免 ・世帯の前年の総所得金額が生活保護基 準の1.3倍以内の世帯 ・保護者が職業安定所登録の日雇労働者 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 市単独支給 支給状況(平成13年度実績) 小学校 支給総額 7,264千円	対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給者 準要保護児童生徒 ・生活保護の受給者 生活保護が停止又は廃止されたが依然 生活が取れては減免を受けた。 ・間の支給を受けた。 ・児童業税又は減免を受けた。 ・児童業税であま課税である。 ・児童素ではないが、これに準ずる程度の実活を受けていないが、これに準ずる程度の実活特別な事情により経済的に困窮している。 ・生活保護を受けていないが、これに準ずる程度の実等等制のである。 ・病してい対象項目のうち、審査により世帯の前の前の前の世帯を準要保護として認定する。 援助する経費 ・声単独支給	対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員 が町民税非課税 ・児童扶養税、国民健康 ・町民税,事業税、固定資産税、国民健康 保険料の減免 ・職業者の収入が不安定で生活状態が悪 ・学校納付金の納付状況の悪いおる ・学校納付金の納付状況の悪いおる者 で保護者の生活状況が極めて悪い者 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 町単独支給 支給状況(平成13年度実績) 小学校 支給総額 453千円	対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の受給 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が町民税非課税 ・児童扶養手当受給 ・町民税,事業税、固定資産税、国民健 康保険料、国民年金保険料の減免 ・世帯の前年の総所得金額が一定基準に満たない世帯 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 町単独支給 支給状況(平成13年度実績) 小学校 支給総額 1,600千円
中学校 支給総額 70,277千円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	支給状況 小学校 支給総額 4,586千円 中学校 支給総額 3,073千円	中学校 支給総額 391千円	中学校 支給総額 909千円
小中特殊教育 3,871千円 三島町	小中特殊教育	小中特殊教育 5 2 3 千円 小国町	<u>小中特殊教育 403千円</u> 課 題	小中特殊教育 159千円 調整方針案
対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が町民税非課税 ・児童扶養手当受給・世帯更正資金借受 ・町民税,事業税、固定資産税、国民健 康保険料、国民年金掛金の減免 ・保護者の職業が不安定で生活状態が悪 い世帯 ・生活状態が悪いため、学校納付金を減 免している世帯 ・世帯の前年の総所得金額が生活保護基準 の1.2倍位以内の世帯 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ)	対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が村民税非課税 ・児童扶養手当受給・世帯更正資金借受 ・村民税,事業税、固定資産税、国民健 康保険料の減免 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ)	対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が市民税非課税 ・児童扶養手当受給・世帯更正資金借受 ・町民税,事業税、固定資産税、国民健 康保険税、国民年金掛金の減免 ・保護者の職業が不安定で生活状態が悪 い世帯 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ)	各市町村とも国の補助基準を基本としており、対象要件の表現は相違するが同一のものである。ただし、市町村によっては独自に「世帯の総所得が生活保護基準の1・2倍又は1・3倍以内」の世帯を準要保護世帯としているものがあり、この点が相違している。 対象者が多くいる長岡市、見附市、栃尾市がほぼ同じ基準で支給しており、他の町村は対象が拡大するため特に問題はない。	合併時に長岡市の制度に統一する。 低所得者への教育費援助が、ひとつの市の中で異なった基準で行われることは、教育の機会均等の精神に反するため、合併時に長岡市の制度に統合する。
町単独支給 支給状況(平成13年度実績) 小学校 支給総額 1,306千円	村単独支給 支給状況(平成13年度実績なし・14年	,		
中学校 支給総額 736千円	小学校 支給総額 7 0 千円	小学校 支給総額 1,156千円		

消防団 データ基準日 平成15年1月1日 栃尾市 長岡市 見附市 中之島町 越路町 組織 組織 ・組織 ・組織 組織 団本部 団本部 団本部 団本部 団本部 3 方面隊数 方面隊数 方面隊数 方面隊数 方面隊数 6 分団数 24 分団数 分団数 分 団 数 分 団 数 階級別定員数 階級別定員数 階級別定員数 階級別定員数 階級別定員数 団長 部 125 団 長 部 48 寸 部 寸 部 团 部 22 班 班 副団長 班 副団長 2 班 班 副団長 200 副闭長 2 66 長 副団長 45 3 長 長 3 툱 91 90 寸 寸 寸 11 団 昌 寸 318 分団長 45 998 分団長 13 453 分団長 11 員 418 分団長 329 分団長 28 合 計 17 合 計 副分団長 14 合 副分団長 8 合 副分団長 5 合 400 副分団長 1.400 副分団長 600 計 570 480 ·消防団車両等 消防団車両等 · 消防団車両等 消防団車両等 消防団車両等 積 載 車 指揮車 積 載 車 指揮車 積 載 車 23 指 揮 車 0 指揮車 0 積載車 指揮車 看 載 車 23 ポンプ車 3 小型動力 ポンプ車 4 小型動力 36 ポンプ車 2 小型動力 49 ポンプ車 2 小型動力 ポンプ車 0 小型動力 24 可昌年報酬 団員年報酬 · 団昌年報酬 団昌年報酬 団員年報酬 部 団長 96,000 部 30,500 寸 長 89.000 29,000 4 長 81,000 部 25,000 4 長 86,200 部 28.000 4 長 211,000 部 41.000 班 班 副団長 63.000 班 23.000 副団長 59.000 副母長 56.000 班 副団長 62.900 班 툱 副団長 85.000 長 녙 22,000 長 18.000 17,400 32,000 分団長 48,500 団 員 22,000 43,000 団 昌 21,000 分団長 40,000 団 員 16,000 分団長 51,200 団 昌 14,200 分団長 53,000 団 21,500 分団長 副分団長 副分団長 副分団長 副分団長 副分団長 47,000 専門部長 34.500 32.000 30.000 36.400 22,200 出動手当等 出動手当等 出動手当等 出動手当等 出動手当等 水火災等 2,500 会 2.500 水火災等 1,800 会 2.000 火災 1.500 その他災害 1.500 水火災等 2,500 会 1.200 水火災等 3,000 会 2.500 研修訓練 2,500 機関点検 1,700 研修訓練 1,800 機関点検 警戒 1,500寅習・訓練 1,500 研修訓練 2,500 機関点検 2,500 研修訓練 3,000 機関点検 1,900 小国町 三島町 課題 山古志村 調整方針案 ・組織 組織 ・組織 合併後に統一する。 団 本 部 団 本 部 団 本 部 各市町村消防団は、それぞれに伝統と歴 方面隊数 方面隊数 方面隊数 史があり、独自に組織、年報酬額、出動費 分団数 分 団 数 分 団 数 用弁償額及び支給品等を定めているが、各 消防団の格差が大きい。 階級別定員数 階級別定員数 ·階級別定員数 1 各市町村の消防団組織は、それぞれに 部 部 団 長 寸 部 引 歴史と伝統があることから、合併時は現行 副団長 班 長 45 副団長 1 班 툱 副団長 1 班 툱 27 どおり8個消防団とするが、意志統一、融合 寸 寸 150 寸 251 が図られた段階で1ないし数個の消防団に 分団長 11 昌 172 分団長 11 冒 分団長 8 昌 合 合 計 合 5 計 250 5 183 7 計 320 統合する。 副分団長 副分団長 副分団長 2 消防団員の年報酬額及び出動費用弁償 額については、長岡市の単価が県内20市の 消防団車両等 消防団車両等 消防団車両等 平均的なことから、合併時に長岡市の単価 指揮車 0 積載車 指揮車 積 載 車 16 指 揮 車 0 積載車 に統一する。 0 小型動力 ポンプ車 0 小型動力 ポンプ重 小型動力 ポンプ重 3 消防団員への支給品及び貸与品等につ いては、消防庁の基準等に統一するが、当 · 団昌年報酬 団員年報酬 . 団昌年報酬 分の間は現行のままとし、計画的に作業服 部 寸 寸 部 169.500 39.100 長 165.000 118.000 27.800 等の更新を図る。 副団長 91.800 班 33,400 副団長 90.000 班 副団長 78.000 班 長 21.200 32.000 寸 分団長 52,100 4 21.000 分団長 42.000 寸 18.500 分団長 59.700 18.700 副分団長 46,400 正機械員 +14,000 副分団長 34,000訓練部長等 48.000 副分団長 40,400 副訓練部長 43,000 出動手当等 出動手当等 ·出動手当等 水火災等 3,000 会 議 2,300 水火災等 2,500 会 2,300 水火災等 2,200 会 議 2,600 研修訓練 2,300 機関点検 研修訓練 2.500機関点検(年) 研修訓練 2.600 機関点検 12.800

5.400

演習